
平成 30 年度

郡山市ひとまちづくり活動支援事業

二次募集要項



郡山市 市民部 市民・NPO 活動推進課

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 (市役所西庁舎 3 階)

TEL：024-924-3471 FAX：024-931-5186

E-mail：shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp

目次

1	事業の概要・目的	3
2	募集事業	3
3	応募資格	4
4	支援内容	4
5	募集期間及び募集件数	4
6	申請受付及び提出書類	4
7	補助交付決定までの流れ	5
8	その他.....	5
9	実績報告	6
10	ひとまちづくり活動支援事業Q & A	6

1 事業の概要・目的

本市では、市民活動団体（※1）が行う市民生活の向上や地域の活性化に貢献する**継続性のある公益的活動**（※2）を支援しています。

市民活動団体が、初めて取り組む活動や、今後の活動を拡充する場合等、その経費の一部を補助します。

（※1）市民活動団体…特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他の団体で公益的活動を継続的に行うもの

（※2）公益的活動……市民活動団体が自主的かつ自発的に行う不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

2 募集事業

(1) 子どもや高齢者のための地域づくり活動支援事業（優先テーマ）

子どもや高齢者のための支援活動を行い、市民生活の向上や地域の活性化に貢献する継続性のある公益的活動（単発のイベント開催事業は対象外）

【補助事業例】	団体名	地域サロンまるわ	桑野婦人会
	事業名	こども緊急ネットワーク	みんなあつまれ元気長寿カフェ
	活動内容	 子育てボランティアの育成	 高齢者の健康づくり

(2) (1) 以外のまちづくり活動支援事業

地域の様々な課題解決に向けた事業や新たな地域の価値の創造により、市民生活の向上や地域の活性化に貢献する継続性のある公益的活動

【補助事業例】	団体名	みちのく桜の会	NPO法人日本舞踊育成振興会
	事業名	笑顔いっぱいの心豊かなまちづくり	健康日本舞踊体操
	活動内容	 伝統芸能継承、施設への慰問	 日本舞踊を取り入れた健康体操

※ (1) (2) とともに、単発のイベント開催事業は対象外。

※ 各事業とも、次に掲げる基準に適合しなければいけません。

- ア. 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定のないものであること
- イ. 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を伴うものでないこと
- ウ. 当該年度に確実に事業を完了することが見込まれるものであること
- エ. 事業に係る予算の見積り等が適正なものであること

3 応募資格

本事業に申請できる市民活動団体は、自主的・主体的に地域社会に貢献する公益的活動を行うとともに、次の要件を満たすものとします。

- (1) 活動の中心が郡山市内にあり、構成員の過半数が郡山市民であること。
- (2) おおむね5人以上で組織する団体等であること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがあること。
※これから活動に取り組もうと考えている団体等も含まれます。
- (4) 市内において市民を対象とした活動を行っていること。
- (5) 同一の目的を持って、継続的な活動が見込めること。

4 支援内容

補助対象活動に要する経費の2分の1以内の額を補助します。
補助額の上限は、1事業につき20万円を限度とします。

5 募集期間及び募集件数

- (1) 募集期間：事業開始月の前月20日まで。ただし、予算上限になり次第、募集終了。
(例：8月事業開始の場合は、7月20日まで)
- (2) 募集件数：合計6事業程度

6 申請受付及び提出書類

以下の書類を市民・NPO活動推進課（郡山市役所西庁舎3階）まで提出してください。
所定の様式は、市民・NPO活動推進課に備えてあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

市ウェブサイト：ホーム > くらし > 市民協働・NPO・町内会 > ひとまちづくり活動支援事業

〔提出書類〕

No.	提出書類	様式
1	補助金等交付申請書（第1号様式 規則第4条関係）	所定の様式
2	ひとまちづくり活動支援事業収支予算書（様式2）	
3	事業計画書	任意
4	会員名簿又は役員名簿	
5	規約、会則、定款等の写し	
6	団体等の事務担当者の住所、職、氏名、連絡先が分かるもの （名刺のコピー可）	
7	その他参考となる資料（これまでの活動写真、新聞記事等）	

7 補助交付決定までの流れ

(1) 関係書類を提出後、市民・NPO 活動推進課で内容の確認及びヒアリングを実施し、次の審査項目に基づく審査を行います。

- 【審査項目】
- ・地域の新たな価値創造につながる活動であるか
 - ・地域の活性化や課題解決などに貢献する活動であるか
 - ・地域社会に貢献することを目的として行う活動であるか
 - ・不特定多数の市民を対象とした活動であるか
 - ・市民活動団体や事業者が実施するにふさわしい工夫やアイデアがあり新しい視点からの取り組みか
 - ・広域的な波及効果や新たな展開が期待できるか
 - ・活動の発展性・継続性があるか
 - ・主体的かつ熱意をもって活動を行うことができる団体等であるか

(2) 審査結果(採択または不採択)については、後日、文書で通知します。採択となった団体は、この決定通知日以降、事業に着手することができます。

※通知日前の活動については、補助対象外となります。

8 その他

補助対象期間は原則として1年ですが、次のいずれかに該当する場合は、2か年を限度に継続を認めることができます。ただし、補助対象活動の決定は単年度毎に行うものであり、次年度以降の補助を約束するものではありません。

- (1) 単年度では完了しない継続的活動等、明確な活動計画がある発展的な活動
- (2) 前年度に顕著な活動の効果が認められ、更なる発展性が見込まれる活動

9 実績報告

事業が完了した時は、規則及び要綱に基づき事業の実績報告をしてください。

〔提出書類〕

No.	提出書類	様式
1	補助事業等実績報告書（第7号様式 規則第14条関係）	所定の様式
2	活動報告書	
3	収支決算書	任意
4	支出内訳書	
5	領収書又はその写し	
6	参加者等のアンケート（補助金交付決定後に雛形配布）	
7	その他活動に関する資料（活動時の写真、新聞記事等）	

※ 「活動報告書」には、月日、内容、場所、参加人数などを記録してください。

※ 写真、新聞記事等の活動に関する資料、発行物・チラシ等の成果品、今後の活動計画書、修了証書・受講証明書などがある場合には添付して下さい。

※ 活動内容は、市ウェブサイト等で公開します。

10 ひとまちづくり活動支援事業Q & A

Q：団体等の経常経費は認められますか。

A：団体等の経常経費は補助対象として認められません。

（経常経費とは、毎年支出する必要がある団体を運営するために必要となる費用のことです。例：光熱水費、電話代、家賃、会員への会報の郵送料、人件費等）

Q：同一団体が同一年度内に複数の事業を申請することはできますか。

A：申請できません。

同一年度内において一団体につき一事業限りの申請となります。

Q：「国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定のないものであること」とは、どのような場合ですか。

A：申請事業に対して他の助成金や補助金を受けている場合は、補助の対象とはなりません。また、他から委託を受けて実施する事業についても、補助の対象とはなりません。